

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(認定こども園)

1 評価機関

名 称	NPO法人ヒューマン・ネットワーク
所 在 地	千葉県船橋市丸山2-10-15
評価実施期間	2023年5月26日～2023年11月30日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	認定こども園さとの保育園 ニンテイコドモエンサトノホイクエン		
所 在 地	〒292-0816 千葉県木更津市下烏田893		
交通手段	最寄駅 JR内房線：木更津駅 最寄りバス停 桜井谷		
電 話	0438-38-4827	FAX	0438-36-2231
ホームページ	https://nagasuka.com		
経 営 法 人	社会福祉法人長須賀保育園		
開設年月日	平成27年4月1日		
併設しているサービス	一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業		

(2) サービス内容

対象地域	木更津市・君津市・袖ヶ浦市							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	15	15	20	35	35	35	155	
敷地面積	4,367.78㎡			保育面積		1,388.36㎡		
保育内容	障害児保育		延長保育		体調不良児対応型		一時保育	
	子育て支援		子育て支援					
健康管理	内科検診(年2回) 歯科検診(年1回)							
食事	完全給食							
利用時間	午前7時00分から午後7時30分まで(土曜日は午後7時00分まで)							
休 日	2,3号認定：日曜・祭日・年末年始(12/30～1/3) ※1号認定は上記に加え、土曜日・夏季冬季春季休業有り 時間と休日は令和6年度より変更あり							
地域との交流	卒園児招待行事 環境整備							
保護者会活動	保護者会なし							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		23	23	46
専門職員数	園長	副園長	主任	
	1	1	1	
	保育教諭	看護師	栄養士	
	31	2	2	
	支援員	調理員	清掃員	
	4	3	1	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	1号認定：認定こども園さとの保育園へお問い合わせください。 2.3号認定：木更津市役所へお問い合わせください。		
申請窓口開設時間	1号認定：午前9時00分から午後4時00分まで 2.3号認定：木更津市役所へお問い合わせください。		
申請時注意事項	1号認定：認定こども園さとの保育園へお問い合わせください。 2.3号認定：木更津市役所へお問い合わせください。		
サービス決定までの時間	1号認定：毎月の入園状況により異なりますので、認定こども園さとの保育園へお問い合わせください。 2.3号認定：入所決定者には保育実施希望月の前月中旬頃に木更津市より通知があります。		
入所相談	園生活に関することについては認定こども園さとの保育園までお問い合わせ下さい。		
利用料金	保育料：3歳以上児(満3歳含)無償 3歳未満児：世帯にかかる市町村民税により決定されます。 保育材料費月額：600円(3歳以上児)200円(3歳未満児) 延長保育料月額：700円～3,000円(認定・利用時間で異なります) 1号預かり保育料：1時間150円		
食事料金	1.2号認定：主食月額：500円 副食月額：4,500円(おやつ代含) ※世帯年収等により軽減があります。 3号認定：保育料に含まれています。		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	有	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【保育理念】 地域の中で必要とされる保育園でありたい。 保育園を地域に開かれたものとし、地域に愛され必要とされる存在になることが当園の目指す方向であり、保育理念はそれを表現したものです。私たちは、そんな想いを胸に、これからも保育ニーズと期待に応えていきたいと考えています。</p> <p>【保育方針】 子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いをやさしくしっかりと受け止めます。また、子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にします。</p>
<p>特 徴</p>	<p>自然に囲まれた園庭の近くに烏田川が流れる里の風景。 隣には高齢者施設がデッキテラスでつながり、赤ちゃんからお年寄りまで、ちょっと前まで当たり前に見られていた光景がここにはあります。 自然や人がつながり、そこから育まれるものを大切にした保育を目指します。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>以下の【保育目標】を掲げて保育にあたっています。</p> <p>『ころもからだもすこやかで明るい子ども』 ころもからだもバランスよく、病気やケガを乗り越えながら、しなやかで力強い身体をつくる。自然との触れ合いや、ダイナミックな遊び、多彩な食育プログラムを通じて、たくましく生き抜く力を育む。</p> <p>『豊かな想像力・創造力をもつ子ども』 自己を表現することは、人間らしく生きること。日々の生活の中で目にしたことや体験により、みずみずしい感性と、自らを愛する自信、創造する喜びや、他者に伝える勇気を養う。ひとり一人が主役になる機会をたくさん設け、自己を表現する素晴らしさを伝える。</p> <p>『よく考えて行動する子ども』 知的に生きることは、社会生活において欠かせない。子どもたち自身の「発見する喜び」を大切にし、知的好奇心や学ぶ意欲を育む。困難に立ち向かう力、そして工夫して乗り越える力を養うためのさまざまな経験を、子どもたちに届ける。</p> <p>『思いやりと優しさをもつ子ども』 人や自然との関わりを通じて、学び、育まれる「思いやり」。相手の立場に立って考える、相手の気持ちを理解できる「優しさ」。人間としかけがえのない、人を愛する力を育む。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
自然環境を活かした体験活動の中で、子どもたちは様々な活動を通して豊かな感性を育てている
園庭は低年齢児用と2歳児以上の子どもたちが遊ぶ園庭に分かれ、それぞれ年齢に合った遊具を設置している。広い園庭で子どもたちは毎日思う存分体を動かして遊んだり、時には芝生にシートを広げて食事を楽しんだりしている。自然豊かな散歩コースは季節の草花や虫に触れながら季節の移り変わりを感じ五感を育む場所となっている。園庭に隣接したシェア畑さとのでは一年を通じてさまざまな野菜を栽培している。子どもたちは種付けや苗植えから収穫までを体験する中で作物の成長を観察したり収穫を楽しみ、収穫後は採りたての野菜を給食や家庭に持ち帰って味わったり、さつまいもを畑の真ん中で焼き芋にして食べることを楽しんでいる。自然環境を活かした様々な体験活動を通して発見や気づき、探求心、意欲など豊かな感性を育てている。
子どもの笑顔を一番に考え、発達段階、生活リズムに合わせた1日の日課を大切に保育に取り組んでいる
子どもが自分でやりたいと思う活動・遊びを準備し生活できる環境づくりを全職員で共通理解をし日々の保育に取り組んでいる。行事に特化した保育でなく、子どもが負担なく笑顔で楽しんで参加できる行事を展開している。運動会や発表会は子どもたちが日々の生活や遊びを通して培った力を発揮して参加できるような内容で取り組み、保護者の方にお子様の日々の成長を感じてもらえるよう努めている。職員は子どもの笑顔を一番に考え、発達段階、生活リズムに合わせた1日の日課を大切に保育に取り組んでいる。
地域の方々との関わりの場を広げ、優しさやコミュニケーション力を育てている
「あらゆる年代を混ぜ合わせ、多様な環境の中で子どもは育つ」考えを職員間で共有し、地域の方々との触れ合いの機会を大切にしている。保育士は散歩途中や近隣のお寺、シェア畑さとので出会う地域の方と積極的に挨拶を交わし、子どもたちが地域の方と触れ合う場づくりに繋げている。また隣接するディーサービスを訪問し歌やダンスを披露したり縁日ごっこを一緒に楽しんだり、実習生や職場体験の受け入れ、卒園児を行事に招待するなど、子どもたちが保育園の職員以外の人たちと関わる機会を積極的に取り入れている。子どもたちは様々な人と触れ合う中で人との関わり方に気づきながら優しさやコミュニケーション力を育てている。

さらに取り組みが望まれるところ

子どもの育ちや成長を保護者と共有できる情報発信の工夫と場づくりが望まれる

日々の保育内容は送迎時の対話、連絡帳アプリや活動ボード、写真掲示などで知らせており、今回の保護者アンケートでは総合的には満足度は高い評価を得ている。一方で一人ひとりの子どもの様子を知りたい、給食のサンプル展示を望みたい、保育参観、懇談会、個人面談があるとよいなどの声が聞かれている。今後は保護者の知りたい内容の情報発信に取り組み、子どもの育ちや成長を保護者と共有できる場の設定が望まれる。

「全体的な計画」のより深い共通理解と実効性のある計画の立案に期待したい

保育理念・方針・発達過程・年齢別の養護と教育のねらい及び内容・配慮事項・食育・健康支援・保護者支援・園の特色などが組み込まれた「全体的な計画」が作成されている。今後は全体的な計画を見直しをする際に、乳児の年齢区分を6か月未満、6か月から1歳3か月としたうえで教育内容を「3つの視点」で捉えることが望ましい。また「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」「小学校との連携」「職員の資質向上」などの項目を加え、園長の責任の下、全職員が参画して作成することが望まれる。

職員一人ひとりに対する育成計画の整備と、キャリアアップの仕組みの整備を期待したい

職員の研修計画や、研修内容、経験年数経過後の職員像など全体的な育成計画が整備され、可視化している。職員は法人が望む像を理解し、研修に参加し知識や技術の向上に努めている。一方で、職員一人ひとりに対する細部にわたる個別計画が整備されていない為、個別の課題が不明確になりやすい為、個別の育成計画や本人の望みたいキャリアアップの姿などを明確にするなど、働きやすい職場作りに加えて、さらなる職員育成の仕組み作りに期待したい。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

子どもの育ちや成長を保護者と職員が共有できる場として、保護者参観や懇談会などの機会を設けることを検討していきたいと考えております。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた全体的な計画の立案作成を行い、職員間での共有を図り、また、入社2年目よりキャリアアップ研修が受講できるよう、職員の育成計画を整備していきたいと思っております。

今後も、子どもの笑顔が一番を考え、より豊かな感性を育む保育が提供できるよう努力を重ねて参りたいと思っております。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	4	5	1
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	2	3	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
				14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている	2	1	
				16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	2	2	
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
					28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		5 安全管理	環境と衛生 事故対策 災害対策	29 食育の推進に努めている。	5	0	
				30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
				31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
				33 6	5	0	
				計	129	7	

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント) 社会福祉法人長須賀保育園のビジョンを示した冊子「私たちが目指すもの」に記し理念を全職員に示し、ホームページや重要事項説明書に明示している。一人ひとりの「笑顔」のために、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、思いや願いをやさしくしっかりと受け止め、また、子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすることを保育の基本方針としている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 法人理念・方針をホームページに公表し、「私たちが目指すもの」に記し全職員に配布している。入社前の新人教育及び施設内年度別研修等において説明会を設け、職員が日々理念・方針を理解して保育業務にあたれるようにしている。行事の際などには、理念や基本方針を保育実践として展開するため、保育業務マニュアルをもとに、それぞれの行事の目的やねらいを起案に記載することで理解を深められるようにするなど、会議やグループウェアを通じて、課題の共有や振り返りの機会を設けている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント) 理念や基本方針はホームページに公表し、入園前の園見学の際には、保護者に向けて園の方針などを分かり易く説明している。入園時には、「重要事項説明書」「入園のしおり」を用いて保護者に理念・方針の説明を行い、理解を深めてもらうよう努めている。送迎の際などでの保護者とのコミュニケーションの中や、園便りなどに記載して園の方針や理念などを日々保護者に伝えるよう工夫している。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> □中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント) 保育を取り巻く社会動向は県、市、各協議会からの情報共有や研修参加することで情報収集を行い、毎月開催の保育事業部会議や運営推進会議等で法人・園の課題を明確にし、毎年度の事業計画書を作成している。事業計画における各課題や運営方針は事業計画書内に明記され、事業計画書の説明は職員会議や各種委員会等の会議の場において、全職員に対して周知している。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント) 保育計画の策定は、全体的な計画に基づき、園長・副園長・主任・リーダー保育士が話し合いを行い、年間カリキュラム・月案・週案・日案を作成している。日々の保育の中から見えてくる課題・反省については職員との1on1や月ごとに振り返りを行い記録し、次月以降の保育改善に活かせるよう努めている。また、会議の内容が全職員に周知されるよう、会議を欠席した職員には会議録や情報共有シートを通して伝達している。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント) 保育の質の向上、職員の働き甲斐等に対して、職員会議のほか、日常の中で園長・副園長・主任・リーダー保育士が職員と保育の課題等について話し合っている。また、職員が仕事にやりがいを持ち、継続勤務ができるように、相談窓口や1on1ミーティング、また女性特有の悩みを特化した法人独自の「ブラウ」パッケージを策定している。外部研修、内部研修、中間管理職向けの研修などに出られるよう配慮している。コロナ以前は年に4回程度外部の保育園の見学会も実施し良い学びがなっていたことから、職員の知見を高めるために再開を予定している。</p>	
7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント) 法人の社会的な使命と設立の主旨を理解できるように、入職時に就業規則やスタッフマニュアルとともに倫理規定を説明している。職員会議や職員園内研修の場で、倫理観や業務に携わる上での考え方、言動、ハラスメント、不適切保育、プライバシー保護の考え方について等を説明している。不適切保育未然防止のため、「人権擁護のためのセルフチェックシート」を用いて各自チェックを行い、自分自身の自己評価を行なっている。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に 行い、職員評価が客観的な基準に基づいて 行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 法人作成の各種マニュアル、セルフケアチェック、キャリアパス計画表を作成している。処遇改善に対応した経験年数に応じた 給与体系の策定、年数ごとの研修の目標を定め、外部研修等に参加するようにしている。給与規定はキャリアにおける必要な要件を定め、職員 の役割と権限について、職務分担表を作成し、職員の役割・業務を明確にしている。評価結果は必要に応じて職員に説明し、評価内容の透 明性の確保に努めている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員 (委託業者を含む)などの現場の意見を幹部 職員が把握し改善している。また、福利厚生 に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的 にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行し ている。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを 行っている。
(評価コメント) 1on1で職員の就業状況や意向の把握に努め、人事や労務管理を行っている。有給休暇は毎月データを更新し、定期的に職員 へ有給休暇取得を呼びかけている。年間の有給休暇取得率70%以上を目指し、3連休以上の連休が取得できるようシフトの調整なども行っ ている。育児休暇や育児短時間勤務、子育て期間中は、委員会業務の免除、保護者の勤務時間に対応するような運営時間の変更や、職員の ローテーションや給与体系など、社会情勢に応じた見直しを法人全体で常に実施している。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示さ れ、研修計画を立て人材育成に取り組んで いる。	<ul style="list-style-type: none"> □中長期の人材育成計画がある。 □職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 □個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 入社前研修、入職180日後に行うワンエイティ研修、新人職員座談会、年度別研修、サマーセミナー、One STAFF研修、視察研 修など、人材育成計画を作成している。新人職員には勤続2、3年目の若い職員がサポーターとなり職場での実践を通じて業務知識や必要な スキルを指導している。就業年数とともにキャリアが明示される中長期のキャリアデザインを、現在作成中である。法人内研修について、新人、 若手、中堅、管理職に分けた段階的な研修の内容を明示し、研修年間予定表に定めた研修にそれぞれが参加する仕組みがある。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を 行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重 している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組 織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整え ている。
(評価コメント) 保育方針に、子どもの主体としての思いや願いをやさしくしっかりと受け止め、子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構 成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすると定め、子どもを尊重した保育に努めている。日々の保育の中で園長及び主 任がクラスを巡視し、職員の言動・子どもへの言葉の掛け方・関わり方などを確認し、適切な指導を行っている。家庭での虐待被害防止対策に は、登園時の視診や連絡帳システム等の確認を行い、虐待被害が見られた場合には、行政など関係機関と連携し対応する体制を整えている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を 図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内 に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報保護に対する基本方針をホームページ、重要事項説明書に明示し実行している。ホームページ、個人情報に関する 利用目的を保護者に明示したうえで、広報誌・ホームページ等への写真掲載について承諾書の提出をお願いしている。SNSなどへの公開は本 部長が最終確認し、個人情報の誤った漏洩を防いでいる。個人情報についての開示の依頼には、個人情報相談窓口まで問い合わせいただ くようホームページに周知を図り、適切に対応している。		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整 備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 送迎時や連絡帳システム、電話などで要望や苦情を受けている。受けた要望等は職員会議やグループウェアで職員間で共有 し、検討を行っている。給食は嗜好調査を行い、提供内容の向上に努めている。一方で連絡帳ツールを通じて、保護者からの苦情を受け取る 仕組みを確立しているものの、利用者満足度を分析するための仕組みまで確立できていないため、第一希望の申込数などで満足度を把握す るだけではなく、直接的な利用者満足度の把握に努めるよう工夫することが望まれる。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知 徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 重要事項説明書に受付窓口・市町村相談窓口・受付方法が掲載され、園長が入園説明時に保護者に重要事項説明書を配布 し苦情受付の仕組み(サービス向上委員会)について役割の説明をし、玄関には苦情受付の仕組みについて掲示し周知を図っている。苦情マ ニュアルは整備され、苦情・意見に対しては、担任から主任・副園長・園長に報告をしケースによっては職員へ聞き取りを行い事実確認をして いる。また法人の保育事業会議にも苦情内容を報告し全体で共有している。改善後は職員で共有し、迅速な対応で保護者へ連絡アプリで配 信を行ない、玄関に掲示することでフィードバックをしている。		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 □自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 自己評価は保育士の保育の振り返りを文章で記入する方法で毎月実施され、評価結果を踏まえ主任が副園長・園長に話す内容を相談、保育士と面談をし振り返りをおこなっている。「1on1」でおこなう場合もある。今後は自己評価を保育所保育指針に即した項目内容に整備し自己評価を実施することで保育士としての良かった点や問題点・課題を明確にすることが望ましく、また教育及び保育の質向上計画をたてPDCAサイクルを継続して全職員で共有し取り組むことが望まれる。今回実施した結果を公表し教育及び保育の質の向上を目指している。		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) スタッフ・保育業務・健康衛生・防災対策・アレルギー対応・防犯対策・遊具などの取扱い・熱中症対策など様々なマニュアルが整備されており、誰が読んでも理解しやすい内容になっている。年度が変わる際には全職員で園内研修・会議を通して共通認識統一した対応が出来るようになっている。また、リスク・防災マニュアルに関しては毎年10問の認識テストを実施し理解度の確認をしている。法人内にはリスク委員会・給食委員会・広報委員会などの委員会が設置され、園から係の職員・主任・園長が参画して必要に応じて見直しを図り改定している。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 法人の公式SNS・ホームページに掲載・市役所からの連絡で園見学や問い合わせに対応している。見学は毎週火曜日2時から実施している。時間に合わせられない方には個別に対応している。主任・副園長が案内、見学時に園の方針・特徴を説明し保護者の質問に答えながら、園内・園外(園庭・畑)を一通り案内している。見学の際、法人内広報委員会で作成した、さとの保育園施設内を写真入りで説明が入ったパンフレット・一時保育・子育て支援センター利用書類一式を配布している。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始に当たり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 保育開始に当たり事前に保護者に書類を送付し内容を確認していただき、3月第1土曜日に入園説明会を実施している。園長が重要事項説明書を基に理念・保育方針・提供する保育内容を説明、副園長が園のしおりに基に保育園のルール・持ち物・準備する物などを説明している。持ち物については実物を用意し分かりやすく伝える工夫をしている。説明内容について保護者の同意を得ている。その後は0歳児・1歳児に分かれ保護者に記入していただいた生活調査票・食品のチェック表などを基に授乳(ミルクの種類・哺乳瓶や乳首)・離乳食・食事の状況・アレルギー・痙攣の有無などを確認している。必要に応じて栄養士・看護師が個別面談に同席して話し合い保護者の意向を確認している。また個人面談で得た情報は全職員で共有し4月からの園生活がスムーズに開始できるようにしている。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> □全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 □施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協働体制の下に作成されている。
(評価コメント) 保育理念・方針・発達過程・年齢別の養護と教育のねらい及び内容・配慮事項・食育・健康支援・保護者支援・園の特色などが組み込まれた「全体的な計画」が作成されている。今後は全体的な計画を見直しをする際に、乳児の年齢区分を6か月未満、6か月から1歳3か月としたうえで教育内容を「3つの視点」で捉えることが望ましい。また「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」「小学校との連携」「職員の資質向上」などの項目を加え、園長の責任の下、全職員が参画して作成すること望まれる。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 全体的な計画を基に各年齢の年間計画・月案・週案・日誌を作成している。日誌はねらいの記載がなかったので、その日のねらいを記載することが望まれる。3歳未満児や個別配慮を必要とする子どもに対しては毎月個別計画を作成し一人ひとりの個性や発達に応じた保育をおこなっている。各クラスの担任が日々の保育・毎月の振り返りをおこない、よりよい保育に繋げている。職員会議やグループワークで個別配慮の必要な子どもやクラスの問題などを全職員で共通認識し、担任だけで保育するのではなく全職員で子どもの興味関心を尊重しながら子どもの欲求に応じた保育に取り組んでいる。		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 戸外にある遊具・ベビーカー・避難車の安全点検は写真入りで点検方法が詳しく記載され職員が同じ目線でひと項目ごとに毎月チェックする仕組みができており、安全管理の徹底が図られている。0,1歳クラスは玩具を出しておくことが危険であり、怪我へつながると考え、遊ぶ際に子どもの発達段階・興味関心に合わせ一人ひとりの子どもが何に興味を持っているか保育士が理解し子どもの思いを捉えた玩具を保育士が遊びを設定している。2歳児からは子どもと保育士で遊具を選び、遊びの場を決めたりコーナーを設定して遊べるようにしている。		

22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント) 広い園庭は芝生が一面に敷き詰められ、遊具には使用可能年齢・注意事項が記載されたラベルが貼られ安全に遊べるよう職員間で共通理解を図っている。隣の畑では虫探しや様々な野菜を栽培し子どもたちは苗植えから収穫までを経験する中で作物の成長を観察したり収穫を楽しみ自然との触れ合いを深めている。週1回隣接する畑や駐車場周り・保育園周辺の散歩に出かけ、子どもたちは地域の方と挨拶を交わしたり、シェア畑の方からお花をもらったり、作物の育て方を教えてもらったりしている。支援センターを利用している方を園の誕生会に招待したり避難訓練と一緒に参加する機会を設け、地域の方々と関わりが持てるようにしている。法人のバスを利用し少し遠くの公園へ出かけたりと、幼児クラスは年齢に合わせた園外保育の機会を年2回設けている。3歳児は系列園との交流会・4歳児は交通公園で交通ルールを学ぶ経験・5歳児は園バス利用の園外保育とは別に公共機関(電車)を利用し公共の場での態度、ルールを知る等社会体験が得られるようにしている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント) 自分で考え自分の意志で行動できるよう、保育士は子どもともしっかり向き合い、子どもの気持ちに寄り添った言葉かけをおこなっている。けんかやトラブルが発生した際には、年齢や発達に応じて危険のないよう見守りや両方の子どもの話をよく聞き、気持ちを汲み取りながら子ども同士で解決できるよう丁寧に仲立ちしている。5歳児は金、土曜日で保育園でのお泊り保育を実施した。夕飯には皆ではんごうでご飯を炊き、畑で収穫したピーマンで肉詰めをつくり、隣接する法人のデイサービス施設でお風呂に入るなど昼夜通して友だちと一緒に過ごす中で、友だちと協働でやり遂げた満足感を味わうことができた。集団遊びを多く取り入れ、その中で友だちと協力し合う大切さ、ルールの理解・必要性を子ども自ら経験できるような機会を取り入れている。普段の生活の中で異年齢で遊ぶ機会や年上児が年下児の着替えや身支度、午睡の寝かしつけの手伝いをしながら自然なかたちで思いやりや、やさしさを育んでいる。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント) 配慮を必要とする子どもや気になる姿が見られる場合には、個別指導計画を作成し子どもの姿や支援内容をきめ細かく記録している。子どもの状況に応じて柔軟的な職員配置をおこない子どもが安心して園生活が過ごせるよう配慮している。クラス内及び毎月の職員会議で子どもへの対応を共有し日々の保育に繋げている。市の巡回指導員や療育機関から助言を受ける体制がある他、保健センターと情報共有しながら子どもの育ちを援助している。保護者とは日常の会話の他、必要に応じて面談をおこない子どもの育ちを共に考えていけるよう努めている。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント) 子どもの様子や保護者からの伝達内容は、視診等確認シートを用いて職員間の引継ぎをおこなっている。さらに前日の子どもの様子や保護者の状況を記載した共有シートや、運営日誌の引継ぎ事項欄の記載内容を出勤時に確認することで、全職員の情報共有に繋げている。18時を目安に1歳児室での合同保育となるため年上児と年下児が関わりながら好きな遊具で遊んだり、保育士の読む大型絵本を楽しんだりしている。低年齢児は保育士の膝に座ったり抱いてもらって外を眺めたり、時にはマットにゴロゴロして過ごすなど子どもがゆったり、安心した気持ちで過ごせる環境設定と関わりを大切にしている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント) 3歳未満児は、送迎時の会話や連絡帳アプリを通してできる限り一人ひとりの様子を伝えるよう努めている。3歳以上児は毎日の保育内容を記載した活動ボードを玄関に掲示して知らせている。毎週金曜日にはクラスごとに日々の遊びや行事、食事の様子など園生活の様々な場面の写真をアプリに掲載して発信している。今年度、3歳以上児は保護者参加型の行事として10月に運動会を実施し今後2月に発表会を予定している。今回の保護者アンケートでは、園の雰囲気がよく安心して預けられるなどの声がある一方で、一人ひとりの子どもの様子を知りたい、また保育参観や個人面談を希望する声があがっており、今後は子どもの育ちの喜びを保護者と共有し保育内容の理解に繋がる取組みが望まれる。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント) 日々の子どもの健康状態は連絡帳や受け入れ時の保護者との会話、視診、触診により確認し子どもが一日を心地よく過ごせるよう配慮している。看護師は保健計画を作成し、子ども、職員、家庭に対する保健指導や保健行事を実施している。嘱託医による内科健診、歯科検診、身体測定は結果表に記載して保護者に伝えと共に児童票に記録し子どもの健康状態や発育の推移を確認している。職員はSIDSに関する知識を周知し睡眠中の安全確認を徹底している。保護者にはポスターの掲示やおたよりを配布して情報提供に努めている。虐待が疑われる場合は虐待対応マニュアルに沿った対応をおこない、不適切保育についてはセルフチェックを活用して人権擁護の意識向上を図っている。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント) 保育中に体調不良や怪我をした際には、園長に報告し状況に応じて保護者に連絡すると共に、嘱託医または近隣の医療機関で受診できる体制を整えている。処置内容や症状の経過と対応は保健日誌、運営日誌、保育日誌に記録している。怪我の応急処置や体調不良児が静養できるような医務スペースの環境を整え、救急用の薬品や材料を常備し看護師が管理している。保育中の健康管理、手洗い、うがい、消毒方法、嘔吐処理についてなどを記載した健康衛生マニュアルを作成し園内研修において知識の習得を図っている。感染症やその疑いが発生した場合は感染症名、クラス名、発症人数を記載したボードを玄関に掲示すると共に連絡アプリを使用して保護者に情報提供している。また季節型の感染症発生前には、ほけんだよりに主な症状や留意点を掲載し、日常生活での注意喚起に繋げている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じて、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤食防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント) 園庭に隣接したシェア畑さとのでは、一年を通じてさまざまな野菜を栽培している。子どもたちは種付けや苗植えから収穫までを経験する中で作物の成長を観察したり収穫を楽しみ、収穫後は給食や家庭に持ち帰り味わっている。年長児はバケツで稲を栽培し脱穀や、もみずりを体験することで一粒の米の大切さを実感することに繋がった。栄養士は献立作成の際、季節ごとの旬の食材を使ったメニューやこどもの日、七夕、十五夜、ハロウィン、クリスマスなど行事に関連したメニューを取り入れ子どもたちの食への楽しみに繋げている。季節の良い時期には芝生にシートを敷いたり、テラスで食べるなど雰囲気を変え楽しい食事となるよう工夫している。食育計画は年間、月間計画に「食を営む力の基礎」項目に記載している。今後はねらい、内容、環境構成、栽培や調理など食に関わる体験活動、栄養士による食教育、行事と献立、家庭への食育推進など具体的な内容を盛り込んだ食育計画の作成が望まれる。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント) 乳児室と事務室に設置した温湿度計を看護師が確認し各保育室の温湿度の環境を整えている。エアコン、加湿器、換気扇や窓の開閉により子どもが気持ちよく過ごせる環境保持に努めている。職員は園内研修で正しい手洗いの仕方を学び日常生活の中で子どもへの手洗い指導に繋げている。3歳児までは保育士と一緒に、または、見守られながら手洗いをここない、4、5歳児では正しい手洗いが習慣として身につけている。遊具の消毒や保育室、トイレの他、廊下などの共有スペースの清掃は毎日ここない、衛生管理や清潔面の保持に努めている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント) 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン、保育用品、遊具などの取り扱いマニュアルを整備し職員への配布と事務室に掲示している。マニュアル研修の中で読み合わせをおこない内容の周知に努め、事故発生後は原因の分析と改善策を話し合いマニュアル内容の再確認と周知の徹底に努めている。ヒヤリ・ハットは付箋に記載して保育日誌に添付後、職員会議で共有、リスク委員会にて検証している。また系列園で情報共有し再発防止に繋げている。設備及び遊具の安全点検を毎月ここない不備が認められた場合は早急な改善に努めている。不審者対策は旋錠、カメラ付きインターホンの設置、防犯対策グッズの設置、警察署と連携した訓練や指導を受けるなどして不審者侵入の対策に繋げている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 災害の発生に備えて職員の役割分担を明記した年間消防計画を作成し職員に周知している。毎月の避難訓練は出火場所を変えたり、園長不在時の災害発生など様々な状況を想定した訓練を実施している。また隣接するディーサービス施設と協同で実施したり、消防署の立ち合い訓練、法人総合訓練、送迎時には保護者も参加した訓練をおこなっている。立地条件から予測される水害では2階への垂直避難としている一方で、備蓄品を1階に保管しているので、今後は保管場所の再検討が望まれる。安否確認はICTシステム、災害伝言ダイヤルをおこなうことを入園のしおりに明記し、保護者に周知している。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント) 一時保育や子育て支援センター、育児相談、子育てサロンを実施し、地域の子育てニーズに対応できるよう努めている。子育て支援センターの利用者は、園のお誕生会や季節の行事、避難訓練と一緒に参加し、保育園生活の理解に繋がる機会となっている。育児相談は保護者の悩みに丁寧に対応し、場合によっては支援センターの利用を勧めるなど、保護者同士の交流の場づくりの機会に繋げている。在園児に対し隣接するシェア畑さとの、ディーサービスや実習生、中学生の職場体験などにより、職員以外の方々と触れ合う機会を積極的に取り入れている。</p>		